

令和7年度

いじめ防止基本方針



宇部市立二俣瀬小学校

宇部市立二俣瀬小学校いじめ防止基本方針

平成31年4月策定

この方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条の規定により、宇部市立二俣瀬小学校の全ての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等に関する基本的な方針や具体的な取組等について定めるものです。

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) 本校のいじめ防止等の対策にかかる基本理念

いじめは、いじめられた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるなど、著しく人権を侵害する行為です。

本校では、いじめの根絶に向けて、教職員、保護者、地域住民など本校教育に携わる関係者らが相互に連携し、いじめ防止対策推進法が定めるいじめの禁止、関係者の責務等を踏まえ、いじめ防止等に関する対策を行います。「いじめは、人間として絶対に許されない」との認識の下、「未然防止」の取組を重視し、人権教育や道徳教育、情報モラル教育などの取組を総合的かつ効果的に推進し、本校の学校教育目標が示す、「よく学び、よく遊び、ともに伸びゆく二俣瀬っ子」の育成を基本的な考え方とし、一人ひとりを大切にする人権尊重を土台とした学校づくりを進めます。

(2) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条に、「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と規定されています。本校においても、いじめ防止対策推進法が示す定義を基に対応等を行います。

けんかやふざけ合い、「いじり」についても、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断し対応を行います。

(3) いじめ解消の定義

- ① いじめに係る行為の解消が、相当の期間（少なくとも3か月間）継続していること
 - ② 被害児童が、①の時点で心身の苦痛を感じていないと認められること
- 以上の二つの要件が満たされていることを確認したとき、解消したとみなします。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための基本となる事項

(1) 本校におけるいじめ問題対応の視点

いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識の下、全教職員はもとより、家庭・地域との連携を密にして以下の4点を対応の視点として、いじめ問題への取組を推進します。

- 未然防止（いじめの予防）
- 早期発見（把握しにくいいじめの発見）
- 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）
- 重大事態への対応（生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応）

(2) いじめ問題対策会議

校長をリーダー、教頭をサブリーダーとする「いじめ問題対策会議」を設置します。この会議では、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等に係る取組について、学校評価等を活用して、PDCAサイクルによる検証等を行い、より実効性ある取組となるよう改善を図ります。

いじめ問題対策会議の構成員

リーダー：校長、サブリーダー：教頭

【教職員】	生徒指導担当教員、教育相談担当教員、養護教諭
【心理や福祉の専門家】	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
【保護者や地域住民の代表】	学校運営協議会委員（保護者代表、地域住民代表）

(3) 規範意識の醸成に向けた取組

いじめの未然防止のため、児童の規範意識を醸成する取組は重要です。そのため、「きまりを守ること」「節度ある生活をする」「礼儀正しく人と接すること」について、児童の心身の成長の過程に即した重点的かつ具体的な取組をします。

(4) いじめ防止・根絶強調月間の取組

山口県教育委員会では、毎年10月を「いじめ防止・根絶強調月間」と位置付けています。本校においても、この月間に、いじめ防止・根絶に向けた取組を推進するため、取組状況の点検・評価や、児童会等による主体的な活動の充実を図ります。

(5) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

ア 小中連携の一層の促進

いじめの対応については、未然防止、早期発見、早期対応の取組はもとより、小中連携の情報の共有や切れ目のない支援体制の構築等が重要なため、小中連携の一層の促進に努めます。

イ 多様な専門家や関係機関と連携した取組等の推進

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の心理や福祉の専門家の連携はもとより、関係機関との連携を一層促進し、いじめ防止等に係る取組の充実・強化を図ります。

ウ 教育相談週間との連携

年3回の教育相談週間を設定し、一人ひとりに寄り添ったきめ細かい対応を行います。

(6) 職員会議での情報交換及び共通理解

月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図ります。（児童理解の会）

3 いじめ未然防止のための具体的な取組（いじめの予防）

(1) 学級経営の充実

○ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「生活アンケート」の結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努めます。

- 児童一人ひとりが、「分かる」「できる」といった成就感や充実感をもてる授業の実践に努めます。
- 毎朝、各学級で「二俣瀬小学校なかよし宣言」を唱和し、宣言の内容を実践していく取り組みを行います。
- 教職員全員が高い人権意識をもち、教育活動に当たります。

(2) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童に道徳性を養います。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てます。

(3) 相談体制の整備

- 毎週実施の「生活アンケート」後に学級担任により教育相談を行い、児童一人ひとりの理解に努めます。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと関わる時間を設定し、教育相談の充実に努めます。

(4) 他学年交流の実施

- たてわり班による掃除活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせます。

(5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童にモラル教育をするなどして迅速に対応します。

(6) 学校相互間の連携協力体制の整備

- 厚東川中学校や厚東小学校、小野小学校、二俣瀬保育園と情報交換や交流を行います。

(7) 保護者・地域との連携

- 教職員、保護者、児童がいじめや意地悪について振り返ったり、考えたりできるように情報交流を行います。

(8) 児童の主体的な活動の充実

- 「二俣瀬小学校あいさつ宣言」や「二俣瀬小学校ぬくもり宣言」など、自分たちでいじめ防止の取組について考え、学校全体で共有する場を設けます。

4 いじめ早期発見のための取組（把握しにくいいじめの発見）

(1) 校内指導体制の確立

ア 複数の教職員による指導体制づくり

担任だけでなく、いじめ問題対策会議メンバー（校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭）と連携を密にします。全校体制で、児童の多面的・多角的な情報収集・実態把握に努め、記録等にまとめるとともに、すべての教職員で共有を図ります。

イ 教育相談担当教員・養護教諭の役割

教育相談担当教員、養護教諭を「いじめ対策会議」のメンバーに加え、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、専門家と緊密な連携を図ります。

(2) 具体的な取組

ア 毎週「生活アンケート」の実施

毎週「生活アンケート」を実施します。また、「生活アンケート」をもとに、一人ひとりの児童と直接話をして、思いをくみ取るようにします。

イ 教育相談週間の実施

毎学期1回、教育相談週間を実施し、学級担任や児童が相談したい教職員と1対1で話ができる時間を持ちます。

ウ 市の「いじめアンケート」年2回実施（6月、10月）

児童と保護者それぞれのアンケートを実施し、各担任が聞き取り等を行ったり問題解決に向けて全教職員で共通認識を持って対応したりします。

(3) 家庭・地域との連携

○児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努めます。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努めます。

○学校運営協議会では、家庭や地域における児童の様子についての情報交換を行うとともに学校での課題について共通理解を深め、三者が一緒にいじめ早期発見、早期対応に努めます。

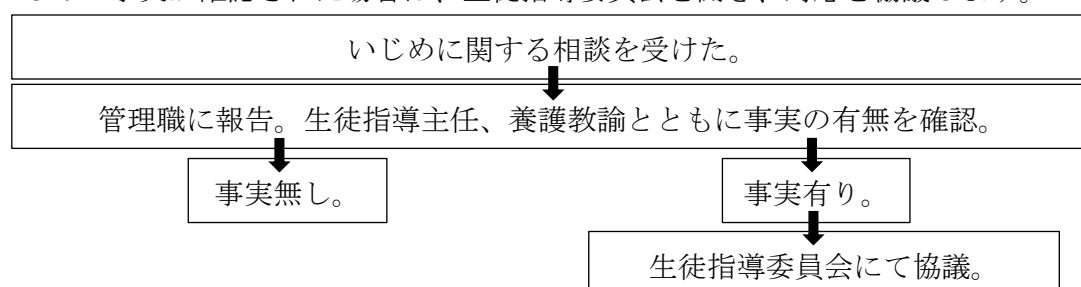
5 いじめに対する早期対応（現に起こっているいじめへの対応）

いじめ問題は、教職員が一人で事案を抱え込むことなく、情報を共有し、校長のリーダーシップの下、全校体制でいじめの解消に向けた取組を推進します。

(1) 学校の体制づくり

○いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認します。

○いじめの事実が確認された場合は、生徒指導委員会を開き、対応を協議します。



(2) 対応する上での留意点

○いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。

(山口県いじめ防止基本方針 P32、33)

(3) 教育相談の在り方

○いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講じます。

○事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じます。

(山口県いじめ防止基本方針 P34、35)

(4) 保護者・地域・関係機関との連携

○積極的にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を図ります。

○臨時のいじめ問題対策会議、学校運営協議会を開催し、問題を共有し、学校・保護者・地域が一体となって解決を図ります。

○犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処します。

(山口県いじめ防止基本方針 P36～38)

(5) インターネットや携帯電話、通信機能を有するゲーム機器等を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

インターネットや携帯電話、通信機能を有するゲーム機器等を通じて行われるいじめは、発信された情報の高度の流通性や発信者の匿名性、非公開の SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス：登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。）やコミュニケーションアプリの閉鎖性などの特性を踏まえて対応します。

6 重大事態への対応(生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応)

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、以下により調査を行います。

(1) 重大事態の判断

暴力行為や不登校等の事案が、法第 28 条による重大事案であるか否かについては、事案の背景にいじめが関連していないか、関係する児童や保護者等から情報収集し、事実関係を整理した上で、「いじめ問題対策委員会」において判断します。

(2) 重大事態への対応

ア いじめられている児童への対応

イ いじめている児童への対応

ウ 学校による調査

- ・重大事態が発生した旨を、宇部市教育委員会（以下教育委員会）に速やかに報告します。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置します。

- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとります。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供します。

(3) 事態の報告・結果の報告

重大事態が発生した場合は、教育委員会を通じて、市長へ報告します。また、当該児童生徒・保護者等に、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するとともに、教育委員会を通じて、市長へ調査結果を報告します。

7 その他の留意事項

学校いじめ問題対策会議での検証により、いじめ防止基本方針の見直しが必要な場合や、国、県、または市のいじめ防止基本方針の見直しが行われた場合等は、基本方針をより実効性のあるものとするため、基本方針の見直しを行います。

〈別表〉 令和7年度 いじめ防止対策年間計画 宇部市立二俣瀬小学校

	指導等の内容		
	教職員の活動	児童の活動 ※生活アンケート毎週	保護者への活動
4 月	○いじめ対策に関わる共通理解 ○児童に対する情報交換 【職員会議】	○学級開き・学級ルールづくり 【学級活動】 ○二俣瀬小なかよし宣言（毎月）	○いじめ対策についての説明・啓発 【育友会総会・学級懇談】
5 月	○児童に対する情報交換 【職員会議】 【児童理解の会】 ○教育相談週間	○行事を通じた人間関係づくり 【1年生と仲良くなる会】 【集合学習】 ○SC 訪問（SC 活用方法の説明・面談）	
6 月	○児童に対する情報交換 【いじめ問題対策会議①】 【職員会議】	○行事を通じた人間関係づくり 【宿泊学習】 【プール清掃】 ○SC による「SOS の出し方」の授業（GHP／3～6年生対象） （6月11日） ○SC 訪問（いじめ問題対策会議・授業観察・面談） ○いじめアンケート	○いじめアンケート
7 月	○自己評価の実施 ○児童に対する情報交換 【職員会議】 ○校内人権教育研修会 【職員研修】	○チャレンジ目標の反省 ○SC 訪問（面談）	○いじめ対策についての啓発 【学校通信など】 ○保護者との情報交換 【個人懇談会】 ○第1回学校づくりアンケート

8 月	○第 1 回学校づくりアンケートの 考察 ○人権教育研修会 【宇部市】		
9 月	○児童に対する情報交換 【職員会議】 【児童理解の会】 ○教育相談週間	○SC 訪問（面談）	○第 1 回学校づくりアンケート集 計結果 【学校だよりなど】
10 月	○児童に対する情報交換 【職員会議】 ○いじめ防止の取組状況 ○いじめアンケート	○全校で遊ぶ日 ○行事を通した人間関係づくり 【運動会】 【修学旅行】 ○SC 訪問（面談）	○学級 PTA 活動 ○いじめアンケート
11 月	○人権教育参観日・講演会 (11 月 7 日) ○児童に対する情報交換 【職員会議】 【いじめ問題対策会議②】	○行事を通した人間関係づくり 【集合学習】 ○全校で遊ぶ日 ○SC（いじめ問題対策会議・面談）	○人権教育参観日
12 月	○自己評価の実施 ○学校づくりアンケート ○児童に対する情報交換 【職員会議】	○行事を通した人間関係づくり 【校内持久走大会】 ○学校づくりアンケート ○チャレンジ目標の反省 ○SC 訪問（面談）	○保護者との情報交換 【個人懇談会】 ○第 2 回学校づくりアンケート
1 月	○児童に対する情報交換 【職員会議】 【児童理解の会】 ○第 2 回学校づくりアンケートの 考察 ○教育相談週間	○全校で遊ぶ日 ○SC 訪問（面談）	第 2 回学校づくりアンケート集計 結果 【学校だよりなど】
2 月	○児童に対する情報交換 【職員会議】 ○学校評価委員会 ○いじめ防止の取組の反省 【いじめ問題対策会議③3/3】	○全校で遊ぶ日 ○SC による「中学校に向けての準 備」の授業（GHP／6 年生対象） ○SC 訪問（面談・いじめ問題対策会議）	○いじめ対策についての啓発 【学級懇談会】
3 月	○自己評価の実施 ○児童に対する情報交換 【職員会議】 ○次年度への取組	○行事を通した人間関係づくり 【6 年生を送る会】 ○中学 0 年生からの教育相談（6 年 生対象）	